

# 質 問 回 答 書

1. 入札予定日 : 令和8年6月 17 日(水)
2. 番 号 : 物品役務入札公告第 048082 号
3. 件 名 : 並槻浄水場ほか7施設で使用する電力の供給
4. 納入場所 : 胎内市 並槻 地内ほか
5. 質問事項及び回答

番号	質問事項	回答	備考
A-1	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	
A-2	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※2に記載のとおりです。	
A-3	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A: 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>B: 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>C: 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量 × 単価 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>D: 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>※C・D については入札時に含む場合のみ</p> <p>E: 月額合計 = 各月 A~D 合算 (小数点以下切捨て)</p>	積算内訳書(施設別)シートの※2~※4に記載のとおりです。	

A-4	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※5に記載のとおりです。	
A-5	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書 1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。	各施設別の積算内訳書が必要となります。 積算内訳書、積算内訳書(施設別)の様式については、設計書の様式を使用してください。	
A-6	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード)	電力の供給に関する Q & ANo.26 に記載のとおりです。	
A-7	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
A-8	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
A-9	【紙請求書による特別対応について】 ①押印必須の場合 ②押印必須又は請求担当者・責任者等の記載により押印省略可とされる場合 上記に該当する需要家様につきまして、弊社では電子請求書での対応ができません。よって特別処置として、押印した紙請求書を郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。(長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます)ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	

A-10	弊社の請求書は、原則、 <b>確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載</b> 致します。ご了承くださいませでしょうか。(電子請求書の場合)	問題ありません。	
A-11	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	
A-12	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	
A-13	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
B-1	<b>【燃料費(等)調整単価について】</b> 契約期間中は、みなし小売電気事業者(東北電力株式会社様)の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	
B-2	<b>【政府の電気料金支援について】</b> 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。	

B-3	<p><b>【契約電力について】</b>  現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。  また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。  (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>お見込のとおりです。  契約電力が 500kW 以上に変更となった場合は、協議に応じます。</p>	
B-4	<p><b>【料金の請求について】</b>  弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>	
B-5	<p><b>【契約保証金の免除について】</b>  落札候補者決定後に提出の「契約保障に関する届出書」について以下の内容をご教示いただけますでしょうか。  ①「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。  ②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報(契約電力・電力量・契約金額等)を基準として判断されますか。</p>	<p>①契約締結日(開札日の翌日)から起算して過去2年間となります。  ②契約電力が同規模程度以上の契約案件としてください。</p>	
B-6	<p><b>【途中解約について】</b>  仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、</p>	<p>問題ありません。</p>	

	協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。		
C-1	ご提示いただいた積算内訳書が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	季節別時間帯別電力プランでお願いします。	
C-2	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	
C-3	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	入札時に適用されている約款の算定諸元を用いて計算してください。	
C-4	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.20 に記載のとおりです。	

C-5	SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいいただけますでしょうか。	設計図書別紙1に記載のとおりです。	
D-1	<p>当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者(旧一般電気事業者)</p> <p>②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁</p>	<p>① 東北電力ネットワーク株式会社です。</p> <p>② 供給地点特定番号の先頭2桁は02です。</p>	
D-2	<p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。</p> <p>仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>契約電力が500kW以上の協議制となる予定はありません。</p> <p>契約電力が500kW以上に変更となった場合は、協議に応じます。</p>	
D-3	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	電力の供給に関するQ&ANo.24、No.25及びNo.26に記載のとおりです。	
D-4	<p>①紙の請求書の発行は必要でしょうか。</p> <p>なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。</p> <p>②発行が必要な場合、発行手数料(330円)はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	請求書の発行については電力の供給に関するQ&ANo.26及びNo.27に記載のとおりです。	

D-5	請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-6	各施設の現在の計量日をご教示ください。	電力の供給に関する Q & ANo.5 に記載のとおりです。	
D-7	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日と計量日は同一です。	
D-8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.29 に記載のとおりです。	
D-9	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.29 に記載のとおりです。	
D-10	施設ごとに自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	電力の供給に関する Q & ANo.6 に記載のとおりです。	
D-11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。	

D-12	入札金額算定にあたっての端数処理及び算出方法につきましては、配布されているエクセルの内訳書の通りでお間違いないでしょうか。	お見込のとおりです。	
D-13	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.21 に記載のとおりです。	
D-14	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	問題ありません。	
D-15	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	電力の供給に関する Q & ANo.21 に記載のとおりです。	
D-16	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。	

D-17	<p>落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>電力の供給に関する Q &amp; ANo.20 に記載のとおりです。</p>	
D-18	<p>合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>合算請求書の発行は不要です。</p>	
D-19	<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>	<p>問題ありません。</p>	
D-20	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原則、契約者が確定した日から7日以内の間としていますが、やむを得ない理由により遅延する場合は、協議の上、その期限を延期することができます。</p>	

D-21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	
D-22	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <p>①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。</p> <p>②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。</p> <p>③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。</p> <p>④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。</p>	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(2)に記載のとおりです。	
D-23	事前に契約書案をご提供いただけますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.23 に記載のとおりです。	
E-1	積算内訳書について入札額を決定するにあたり電気料金の計算式が HP 掲載のフォーマットでは計算できないため、枠を追加する等、フォーマットを変更してもよいですか。	変更可とします。	

E-2	<p>契約書について 胎内市 HP に契約書案が掲載されていますが、弊社が落札した場合、契約書は弊社様式での締結は可能ですか。 (契約書の内容については協議の上、決めさせていただきたいと存じます)</p>	可能です。	
E-3	<p>休日・時間帯等の定義については、胎内市管内の旧一般電気事業者が定める契約種別に応じた内容でよいですか。</p>	問題ありません。	
E-4	<p>支払遅延利息率について、弊社の電気標準約款で定める率とすることは可能ですか。</p>	落札候補者と協議の上、決定します。	
E-5	<p>仮に遅延利息が生じた場合、100 円未満金額については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に準じることでよいですか。</p>	お見込のとおりです。	